

令和5年度 今治市防災士育成事業実施要領

1 実施目的

本事業は県と連携し、防災に対する意識の啓発、知識・技能の習得や向上を図るため、地域での防災活動の中核となる人材として防災士を養成し、地域防災力の向上を目的に実施します。

2 実施団体

- 日本防災士機構(資格の認証)
- 愛媛県(講座の実施等)

3 受講日

講座及び資格試験

令和6年1月13日(土) 9:00~16:50

14日(日) 9:00~17:40 (2日目は資格取得試験を含む)

4 受講会場

今治市総合福祉センター愛らんど今治 4階多目的ホール
(今治市南宝来町1丁目9-8)

5 費用

無料 (資格取得費用は県および市が負担いたします)

6 募集人数

50人 (先着順)

7 取得条件

年齢などの条件はありませんが、原則として以下の条件を満たす方とします。

取得条件

- ① 市内に住所を有する方
- ② 講座受講日までに普通救命講習を履修している方
- ③ 平常時および災害時において市や関係機関、ボランティアと協働して活動できる方
- ④ 地域の防災対策を目的として、自主防災組織・自治会・公民館等へ防災士名簿情報を提供することに同意できる方
- ⑤ 防災士養成講座を受講し、試験を受講できる方

8 申込方法

○募集期間「9月11日(月)～10月13日(金)」

⇒ 受講希望者は、10月13日(金)までに、別紙の申込書および普通救命講習修了書の写し(履修済の方のみ)を、防災危機管理課またはお住まいの地区の公民館・各支所住民サービス課へご提出ください。

取りまとめ後、地区防災会事務局長へ送付し、推薦いただきます。

9 申込み後について

(1) 普通救命講習が未履修または平成31年3月31日以前に受講された方については、以下のいずれかの日程で講習を受けてください。

なお、以下の日程で受講できない場合は、別の日程で市消防本部が行っている講習を防災士養成講座受講当日までに履修していただきますので、日程等の詳細については、防災危機管理課まで問い合わせをお願いします。

○令和5年11月12日(日)9:00～12:00 今治市北消防署

○令和5年11月19日(日)9:00～12:00 今治市消防本部

○令和5年11月26日(日)9:00～12:00 今治市消防本部

【問合せ先】防災危機管理課 [Tel.0898-36-1558](tel:0898-36-1558)

(2) 養成講座の約1か月前に防災士教本と履修確認レポートを送りますので、防災士教本の各講目をよく読み、空欄のないよう記入のうえ、養成講座**初日[1月13日(土)]の受付時に提出**してください。

10 資格試験について

(1) 資格試験については、試験問題は防災士教本から30問出題され、24問以上の正解者が合格となります。

(2) 万一、資格試験に不合格となった場合でも他の会場で再試験を受けることができます。

なお、再試験は何回受けても受験料はかかりません。

11 資格取得後について

(1) この事業により防災士資格を取得された方には、防災対策関連事業の実施時や災害発生時における活動依頼をすることがあります。

(2) 県・市が実施するフォローアップ研修への参加依頼などを通じて、今後地域における自助・共助の体制づくりの担い手としての活動をお願いすることとなります。

12 防災士資格取得までの流れ

| 時期 | 内容 | 備考 |
|-------------------------------|---|---|
| 9月11(月) から申込開始 | 申込案内 | 先着順とする。 |
| 10月13日(金) までに提出 | 申込み〆切 | |
| 10月下旬 | 愛媛県に受講者名簿を提出 | 受講決定 |
| 11月上旬 | 受講者に受講決定通知およびテキストの発送 | 養成講座の実施日までに各自で自習し、講座初日にレポートを提出します。 |
| 11月12日(日) 19日(日) 26日(日) | 普通救命講習を受講し、修了証を取得 ※平成31年度(令和元年度)以降に普通救命講習を受講済みの方は受講不要。 | 普通救命講習が未履修または平成31年度(令和元年度)以降に講習を受けていない方が対象。 11/12(日)・・・今治市北消防署 11/19(日)・・・今治市消防本部 11/26(日)・・・今治市消防本部 |
| 1月13日(土) | 防災士養成講座の受講 | 座学と演習の2種類の講義を実施。 |
| 1月14日(日) | 防災士養成講座の受講 防災士資格取得試験の受験 | 講座2日目の最後に資格取得試験を実施する。 |
| 1月～2月 | 防災士試験結果の通知 | 日本防災士機構から本人宛に合否通知が送付される。 合格者は、防災士認証登録申請書を市(防災危機管理課)に提出する。 |
| 2月～3月 | 防災士認証登録申請 | 登録申請者に、日本防災士機構から防災士認証状(賞状型)および防災士証(カード型)の交付ならびに防災士登録台帳に登載。 |